

フリーランスに関する参考資料

2020年7月16日

中小企業庁

フリーランス実態調査（内閣官房）

- 2020年に内閣官房が行ったフリーランス実態調査においては、下記の要件（対象）に該当する者をフリーランスとして集計。

内閣官房によるフリーランス実態調査

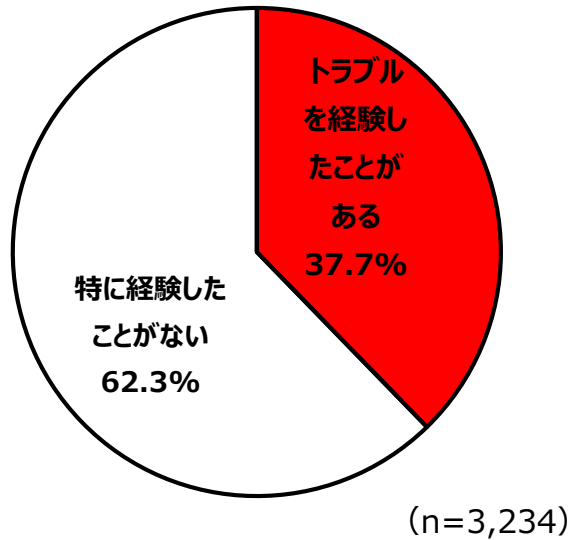
対象	① 自身で事業等を営んでる
	② 従業員を雇用していない
	③ 実店舗を持たない
	④ 農林漁業従事者ではない
	※ 法人の経営者を含む
試算 人数	462万人 (本業 214万人／副業 248万人)
サンプル	144,342人

※対象に関して、開業届の提出の有無は問わない

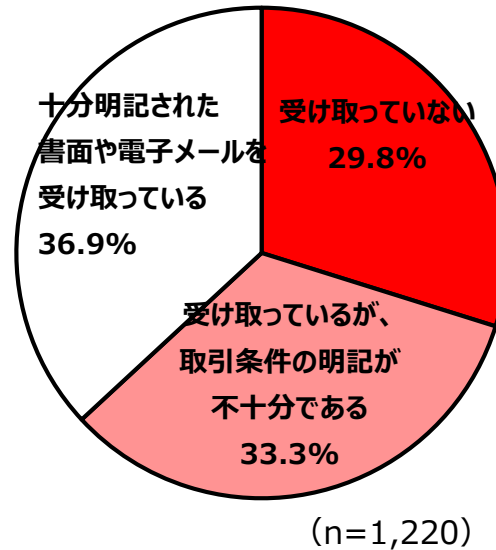
フリーランスの現状と課題

- 本業フリーランスは214万人、副業フリーランスは248万人の計462万人と推定。
- 事業者から業務委託を受けて仕事を行うフリーランスのうち約4割は、取引先とトラブルを経験。契約条件を明示した書面が交付されてていないことが原因の一つ。

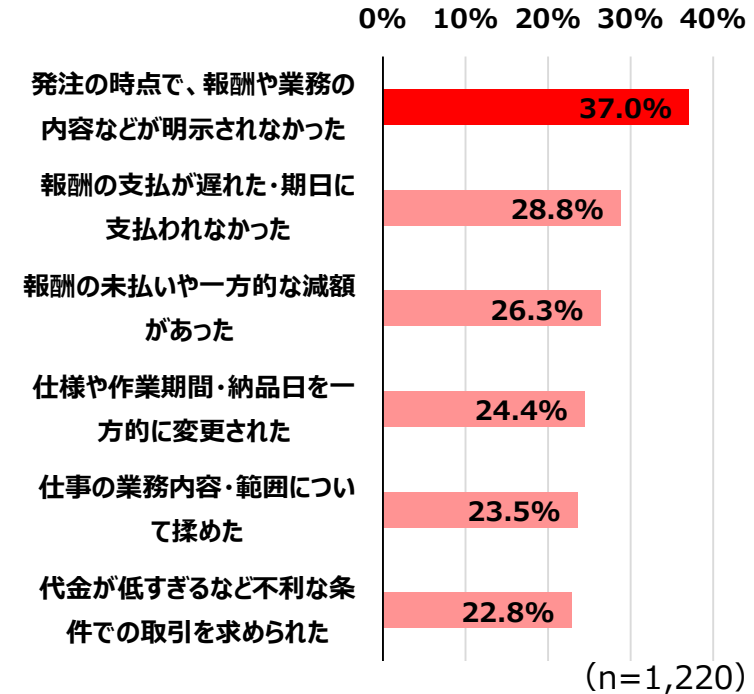
取引先とのトラブルの有無



トラブル経験者における取引先からの書面の交付状況



取引先とのトラブル内容



出典：『フリーランス実態調査結果』（2020年）

（注）左図：「これまでに、取引先（発注者）との間で、以下のような経験はありますか。」（複数回答可）という設問への回答を集計。事業者から業務委託を受けて仕事を行うフリーランス3234名を母数として、取引先とのトラブルを経験したと回答した1220名の割合を算出。

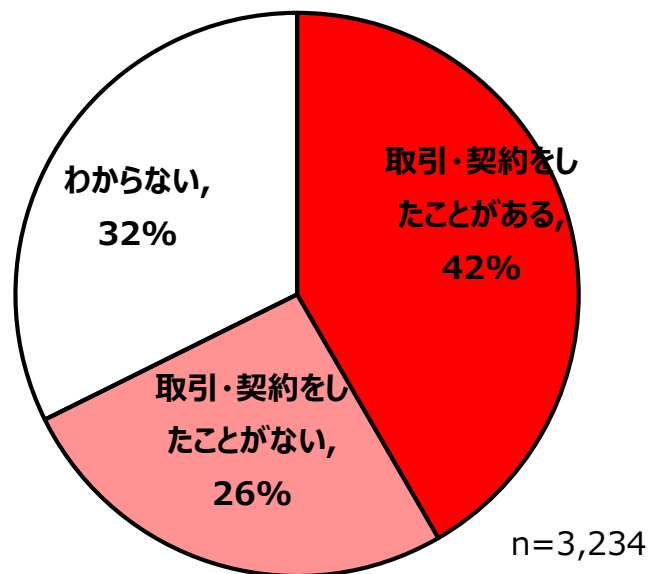
中図：「仕事の受注時に、取引先（発注者）から、発注単価や納期などの仕様について明記された書面や電子メールを受け取っていますか。最も多いケースについてお答えください。」（単一回答）という設問と、「これまでに、取引先（発注者）との間で、以下のような経験はありますか。」（複数回答可）という設問への回答を集計。

右図：「これまでに、取引先（発注者）との間で、以下のような経験はありますか。」（複数回答可）という設問への回答のうち上位6項目を集計。

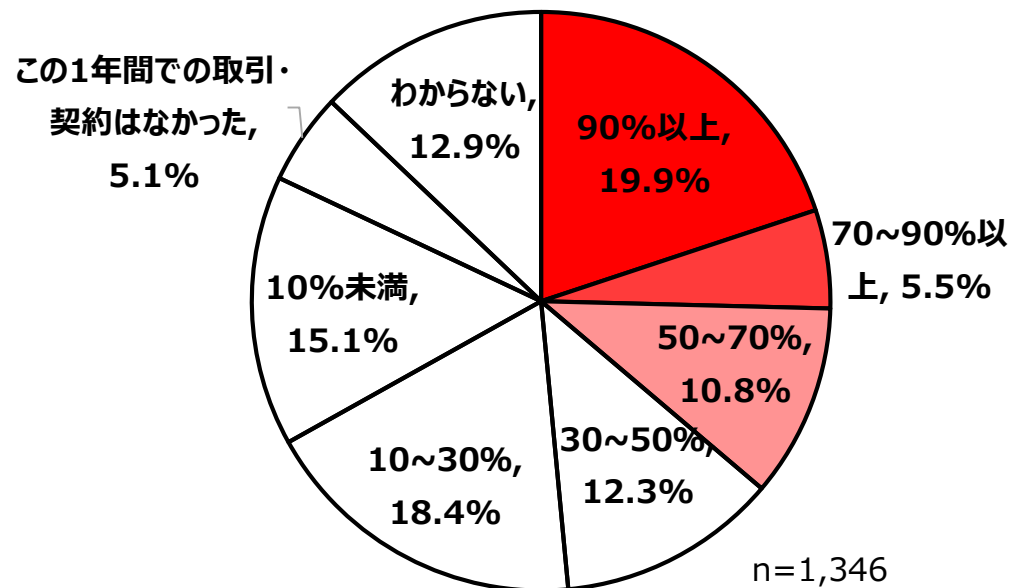
資本金1,000万円以下の企業との取引

- 事業者から業務委託を受けて仕事を行うフリーランスのうち約4割が、資本金1,000万円以下の企業との取引実績がある。
※資本金1,000万円以下の企業とフリーランスとの取引は、「下請代金支払遅延等防止法」の対象外。（後述）
- 資本金1000万円以下の企業との取引から得られる売上が、売上全体の過半を占めている者は4割。

資本金1000万円以下の企業との取引実績



資本金1000万円以下の企業との取引がフリーランスとしての売上に占める割合



出典：『フリーランス実態調査結果』（2020年）

（注）左図：「フリーランスとして働く中で、これまで資本金1000万円以下の企業（発注者）と取引・契約をしたことがありますか」（単一回答）という設問への回答を集計。

右図：「資本金1000万円以下の企業（発注者）との取引・契約は、直近一年間の取引・契約（売上ベース）のうちどの程度の割合ですか。」（単一回答）という設問への回答を集計

全世代型社会保障検討会議 第2次中間報告（フリーランス該当箇所を一部抜粋）

1. フリーランス

（1）実効性のあるガイドラインの策定

（基本的考え方）

- …フリーランスとの取引について、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法の適用に関する考え方を整理し、ガイドライン等により明確にする必要がある。
- 独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令に基づく問題行為を明確化するため、実効性があり、一貫性のあるガイドラインを内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省連名で年度内に策定する。

（ガイドラインの方向性）

- フリーランスと取引を行う事業者が、フリーランスに対し、契約書面を交付しない又は記載が不十分な契約書面を交付することは、独占禁止法（優越的地位の濫用）上不適切であることを明確化する。なお、下請代金支払遅延等防止法の書面の交付にあたっては、受け手側が事前に承諾し、保存する前提であれば、現在オンラインでの交付も認められており、オンラインでの契約書面向けのひな形を示す。
- フリーランスと取引を行う事業者が、フリーランスに対し、不当に取引条件の一方的変更や報酬の支払遅延・減額を行うことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用にあたることや下請代金支払遅延等防止法上の禁止行為にあたることを明確化する。
- 仲介事業者が取引条件の一方的変更を行う場合もあることから、仲介事業者とフリーランスの取引についても独占禁止法が適用されることを明確化する。

（2）立法的対応の検討

- …資本金1000万円以下の企業からの発注などフリーランスの保護を図る上で必要な課題について、下請代金支払遅延等防止法の改正を含め立法的対応の検討を行う。

（3）執行の強化

- …中小企業庁の取引調査員（下請Gメン）や公正取引委員会の職員の増員の検討を行うなど、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法に基づく執行を強化する。また、ガイドラインの内容を下請振興法に基づく下請振興基準にも反映の上、業所管省庁が業種別の下請ガイドラインを改定し、これに基づいて執行を強化する。